

## 群馬県市町村職員年金者連盟役員選挙基準

群馬県市町村職員年金者連盟規約第11条及び第12条に規定する役員の選挙等は次のとおりとする。

選挙区		理事の数	監事の数
第1区	前橋市支部、桐生支部、伊勢崎支部、太田支部、館林支部及びみどり支部	3人	1人
第2区	高崎支部、沼田支部、渋川支部、藤岡支部、富岡市支部及び安中市支部	3人	
第3区	吾妻支部、利根支部及び佐波郡支部	1人	1人
第4区	北群馬支部、多野支部、甘楽郡支部及び西邑楽支部	1人	
計		8人	2人

### 附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成21年5月21日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

### 附 則

この基準は、令和2年5月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

### 一規約抜粋一

#### (役員)

第11条 連盟に次の役員を置く。

- 一 会 長 1名
- 二 副 会 長 3名
- 三 理 事 8名
- 四 監 事 2名

#### (役員選挙)

第12条 理事、監事は評議員の互選とする。

2 会長、副会長は理事の互選とする。